



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 449 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課)..... 1  
 450 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止  
 ( " )..... 1  
 451 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 ( " )..... 2  
 452 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)..... 2  
 453 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課)..... 2  
 454 和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要  
 な資格等 (医務課)..... 2  
 455 紀の川土地改良区連合の役員の就任 (農業農村整備課)..... 4  
 456 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 4  
 457 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 5  
 458 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託 (建築住宅課)..... 5  
 459 " ( " )..... 6

### ○ 公告

- 入札公告 (医務課)..... 6

### ○ 監査公表

- 監査公表第11号 ..... 10  
 監査公表第12号 ..... 10

## 告 示

### 和歌山県告示第449号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072200102	有限会社ユウガ	ユウガ訪問介護ステーション	和歌山県田辺市東山1-3-8	訪問介護	令和8.4.30
3072400819	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	ホームヘルプすてっぷ	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2302	訪問介護	令和8.4.30
3072300274	有限会社さくら	さくら介護サービス	和歌山県新宮市千穂2-3-32	訪問介護	令和8.5.2

### 和歌山県告示第450号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062290006	医療法人竹村医院	訪問看護ステーションエンゼル	和歌山県田辺市東山1-3-8	訪問看護	令和8.4.30
				介護予防訪問看護	令和8.4.30

#### 和歌山県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072202090	合同会社英奈	ユウガ訪問介護ステーション	和歌山県田辺市文里二丁目19	訪問介護	令和8.5.1	令和14.4.30
3072202108	株式会社ヨキダス	湯ったり～な	和歌山県田辺市下屋敷町129番地1	訪問入浴介護	令和8.5.1	令和14.4.30

#### 和歌山県告示第452号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050300056	ウイング曾屋	岩出市曾屋351-4	放課後等デイサービス	株式会社障害福祉ウイング・グループ	東京都世田谷区宮坂三丁目12番5号 タケベビル3階	令和8.5.1

#### 和歌山県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
いつきのくに訪問看護ステーション	海草郡紀美野町動木1478-1	NPO法人まごころ医療のある暮らし創り	令和8.4.1

#### 和歌山県告示第454号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称及び納入期限

(1) 業務の名称

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務

(2) 納入期限

令和11年3月30日（金）

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要調書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員等に関する調書

キ 誓約書

ク 2の(2)の要件を満たすことを証明する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年5月15日（金）午前9時から同月27日（水）午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課に対して電子メールにより行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
令和8年5月15日（金）から同年6月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。  
なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和8年6月8日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館5階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2604  
ファクシミリ番号 073-424-0425  
電子メールアドレス e0501001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査申請書類に使用する言語  
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を令和8年6月16日（火）までに通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。  
(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。  
(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。  
(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

就任した役員（令和8年3月31日就任）

職名	氏名	住所
理事	嶋本節子	和歌山市有本398番地25

#### 和歌山県告示第456号

令和8年和歌山県告示第245号（以下「告示第245号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明分であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方  
大倉保子  
池田三子  
廣瀬貞一  
廣瀬栄
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第245号のとおり

**和歌山県告示第457号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 施行者の名称  
みなべ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
南部都市計画下水道事業 みなべ町公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 平成8年8月16日  
至 令和9年3月31日
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

**和歌山県告示第458号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年和歌山県告示第478号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）及び令和7年和歌山県告示第358号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）は、令和8年3月31日限り廃止した。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定公金事務取扱者として指定した者  
(1) 名称 弁護士法人ライズ総合法律事務所  
(2) 事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階
- 2 委託した公金事務  
和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料並びに共益費に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するものの収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託した日  
令和8年4月1日

## 和歌山県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年和歌山県告示第322号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）は、令和8年3月31日限り廃止した。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 指定公金事務取扱者として指定した者

住 所	氏 名
和歌山市太田37番地17	神田伸二
和歌山市福町34番地 リビエール福町902	梅木宏造
和歌山市小倉266番地7	濱田陽吉
橋本市三石台三丁目22番地の1-408	大村満春
有田郡有田川町大字金屋588番地	長尾照雄
御坊市島868番地	岡本行弘
西牟婁郡白浜町2927番地の2233	浦勝紀
新宮市井の沢7番26号	中上要

## 2 委託した公金事務

和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場に係る使用料の収納事務

## 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

## 4 公金事務の委託をした日

令和8年4月1日

## 公 告

## 入 札 公 告

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、自治法令第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年5月15日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 総合評価一般競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

和歌山県ドクターヘリの製造委託業務

## (2) 製造委託物品の名称及び数量

ドクターヘリ 一式

## (3) 業務の内容

仕様書による

(4) 納入場所

和歌山県が指定する場所

(5) 納入期限

令和11年3月30日（金）

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第454号に規定する和歌山県ドクターヘリの製造委託業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課（以下「医務課」という。）

(2) 期間

令和8年5月15日（金）から同年7月8日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、令和8年5月15日（金）から同月27日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に医務課に対して電子メールにより行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時等

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-B会議室

(2) 日時

令和8年5月20日（水）午前11時

(3) 入札説明会への参加手続

入札説明会への参加を希望する者は、令和8年5月15日（金）から同月19日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に医務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

6 企画提案書の提出先及び期間等

(1) 提出先

ア 持参する場合

3の（1）に同じ。

イ 郵送する場合

3の（1）に同じ。

(2) 提出期間及び期限

令和8年6月22日（月）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和8年6月30日（火）午後5時までに必着さ

せること。

(3) 提出方法

書面とする。

(4) 内容説明

提出された企画提案書については、内容説明及び質疑応答を7のとおり実施する。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答を行う場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-A会議室

(2) 日時

令和8年7月9日（木）

時間については、和歌山県よりこの総合評価一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書（以下「認定書」という。）を受領した者に別途通知する。

8 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-B会議室

イ 入札日時

令和8年7月9日（木）午後5時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、認定書を提示し、又はその写しを提出することとする。

9 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第

94条までの規定の定めるところによる。

#### 12 入札の無効

本公告に示した総合評価一般競争入札参加資格のない者及び総合評価一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より総合評価一般競争入参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 13 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、医務課の職員が立ち会うものとする。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、企画提案書及び価格をもって入札し、入札金額が財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、15の(2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない医務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

#### 15 総合評価の方法

- (1) 技術点及び価格点の算出方法は、落札者決定基準に定めるとおりとする。
- (2) 総合評価点は、技術点と価格点との合計で算出する。

#### 16 総合評価の評価項目

次に掲げる項目を評価する。

- (1) 資質
- (2) 安定的な運航
- (3) 安全性の確保
- (4) 救命率の向上
- (5) その他

#### 17 契約書の要否

要

#### 18 支払条件

前払金 無  
部分払 無

#### 19 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

要

#### 20 その他

- (1) この総合評価一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
医務課
  - イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604

ファクシミリ番号 073-424-0425

電子メールアドレス e0501001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この総合評価一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 21 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Helicopter Emergency Medical Service, 1 unit

(2) Date and time for tender :

5:30 p.m. 9 July 2026

(3) Contact point for the notice :

Medical Service Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2604

FAX 073-424-0425

e-mail e0501001@pref.wakayama.lg.jp

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第11号

令和7年4月18日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月15日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉 井 和 視

和歌山県監査委員 北 山 慎 一

### 和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月15日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉 井 和 視

